

令和3年度事業計画

本財団では、財団の特性を生かしながら受託事業の質の向上や、新規事業開拓、事務の効率化など経営改善の取組を進めてきた。

一方、尼崎市においては、新ごみ処理施設整備基本計画が策定されるなど、財団を取り巻く状況が大きく変化することが予測される。

こうした状況を踏まえながら、次のとおり公益目的事業及び収益事業の実施と、経営計画の策定など法人運営の改善に取り組んでいく。

I 公益目的事業

環境の保全や公衆衛生の確保に資する新たな事業について、引き続き調査研究を行う。また、次の事業を実施するとともに、より質の高い事業を実施できるようサービス向上方策について検討していく。

1 し尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業

(1) し尿収集運搬事業（尼崎市委託事業）

尼崎市全域の一般家庭及び工専地域の一部事業所から排出されるし尿の2週間に1回の定期収集を行うほか、工事現場等の仮設トイレの臨時収集及び移動式トイレの貸し出しを実施する。

(2) し尿処理施設運転維持管理事業（尼崎市委託事業）

クリーンセンターし尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の受入確認や圧送設備の運転・維持管理業務を実施する。

(3) ごみ中継保管場所管理運営事業（尼崎市委託事業）

中継保管場所において、金属製小型ごみの不正な搬入の監視など受入管理業務を実施するとともに、搬入された金属製小型ごみの選別を実施する。

また、中継保管場所に一時保管している、廃家電等の不法投棄物の管理や適正な処理に向けた業務を実施する。

(4) 煙突ヤード管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立クリーンセンター第2工場煙突ヤードにおいて、市民がクリーンセンターへ持ち込むごみの受付確認、廃棄物の受け取り業務を実施する。

2 環境美化及び環境保全の推進に関する事業

(1) 不法投棄防止対策等事業（尼崎市委託事業）

不法投棄を未然に防止するために市道の巡視パトロールを実施し啓発を行うとともに、道路上の不法投棄物の撤去を実施する。また、市民等からの通報による啓発・撤去とともに、尼崎市や警察等の関係機関と連携して不法投棄の取締りに協力していく。

併せて、道路上に不法に掲示されているはり紙・はり札・立看板等の撤去を実施する。

(2) 市民工房管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立資源リサイクルセンター1階に設置されている市民工房において、ごみの減量・リサイクルに関する啓発パネルやリサイクル商品を展示する。

また、家庭でいらなくなった家具等について、ホームページにも掲載し、無料で毎月希望者に提供する。

(3) 環境整備事業（財団自主事業）

リサイクルや不法投棄に関する啓発を行うため、地域のイベントにおいて出前市民工房を実施し、小型家具の展示及び無料提供、不法投棄防止対策啓発ティッシュの配布等を行う。

(4) 地域清掃ごみ等収集運搬事業（尼崎市委託事業）

地域の清掃活動により排出されるごみやみぞどろの収集運搬を実施する。

(5) エコひょうご尼崎発電所見学者等対応事業（公益財団法人ひょうご環境創造協会委託事業）

エコひょうご尼崎発電所の見学に係るPR、見学希望者の受付、見学時の現地での対応や、見学者対応に係る施設の維持管理業務を実施する。

3 斎場・墓園の管理運営に関する事業

(1) 斎場管理運営事業

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者として、火葬業務、葬儀式場、遺体保管庫の使用許可業務を実施する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、同感染症による死亡者を業務時間外に受け入れ火葬業務を行っており、令和3年度も引き続き実施する。

(2) 墓園管理運営事業

尼崎市墓園の指定管理者として、日常的な墓園の参道の除草等の美化業務等を中心に維持管理を行う。

II 収益事業

収益事業の黒字化に向けて、施設ごみと駅前広場ごみの一括収集による能率化を継続するとともに、次のとおり施設ごみ収集運搬事業の収益の増額に向けた取組や、産業廃棄物収集運搬事業を実施していく。

1 ごみ収集運搬事業

(1) 施設ごみ収集運搬事業

ア 施設ごみの定期収集を行うとともに、新たな施設開拓と、ごみの収集量に応じた適正な料金設定に取り組む。

イ 施設ごみの臨時収集を実施する。

ウ 財団に蓄積したノウハウを活用し、産業廃棄物収集運搬事業に引き続き取り組んでいく。

(2) 駅前広場ごみ収集運搬事業

尼崎市内の駅前広場等から排出されるごみの収集運搬業務を行う。

(3) 資源リサイクルセンターごみ搬送事業

資源ごみ等として収集されたもののうち、リサイクルごみを選別した後に生じる残渣等の搬送業務及び破碎ごみ転送業務を実施する。

III 法人運営の改善

1 経営計画の策定

尼崎市の新ごみ処理施設整備に伴うごみ焼却施設、資源リサイクル施設及びし尿処理施設等の集約化や、斎場・墓園の指定管理者選定方法の見直しなどにより、現事業の大幅な変更が予測される。

これらの状況を踏まえると、財団のあり方について判断する時期に来ており、今後方針を定め、新たな経営計画の策定に取り組む。

2 新型コロナウイルス感染症に関する対策

引き続き、職員のマスク着用の徹底、社屋内の換気を行うとともに、社屋入口等にアルコール消毒液を設置するなどの対策を行う。

また、斎場においては、来場者数の制限や、告別室及び収骨室の扉の開放など、施設内での三密防止を徹底する。

以上